平成２２年（フ）第５８１号
熊本市出水８丁目３―28　前田荘103号
債務者　山田　幸子
1　決定年月日時　平成22年10月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第７０９号
熊本市花立６丁目５番75号
債務者　那須　京子
1　決定年月日時　平成22年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第７１３号
熊本県上益城郡益城町大字馬水611番地
債務者　今山　浩美
1　決定年月日時　平成22年10月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第７２５号
熊本市清水岩倉２丁目２番21号
債務者　齊藤　宗孝
1　決定年月日時　平成22年10月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第７３５号
熊本市戸島西１丁目34番１―501号
債務者　島﨑　和子
1　決定年月日時　平成22年10月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第８４５号
熊本県上益城郡山都町畑103番地
債務者　藤田　絹代
1　決定年月日時　平成22年10月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第２４１号
青森県南津軽郡藤崎町大字若松字森越39番地６
債務者　小野　兼作
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第２４７号
青森県弘前市大字栄町１丁目１番地７　市営住宅２―15号
債務者　下山　寛裕
1　決定年月日時　平成22年10月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第２４８号
青森県弘前市大字中野３丁目４―24　コーポラス中野201、住民票上の住所青森県五所川原市大字毘沙門字西熊石74番地１
債務者　杉山　直美
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第１９０号
山口県防府市大字牟礼824番地の７
債務者　植木　　聡
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第６２７号
兵庫県高砂市荒井町若宮町10番３号
債務者　杭田　　誠
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第４１号
北海道網走市北８条西１丁目16番地の１　小西マンション２Ｆ
債務者　高田　利徳
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２２年（フ）第４４号
北海道網走市桂町４丁目３番20号、住民票上の住所北海道斜里郡斜里町文光町24番地７
債務者　貝山　敏信
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２２年（フ）第２５４０号
名古屋市西区浄心２丁目２番３号　ＹＳＨ浜田５Ａ号
債務者　遊帆こと　魚住　和年
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２６１４号
名古屋市東区葵３丁目14番26号　萩ビル402号、住民票上の住所名古屋市天白区焼山２丁目108番地
債務者　浅野　　司
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２６６０号
愛知県名古屋市東区大幸３丁目11番３号
債務者　岩田　勝利
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２８１７号
名古屋市中村区城主町４丁目18番地岩堀荘西２Ｆ
債務者　横井　　登
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部